

25 経営承継借換関連保証

経営承継借換関連保証は、事業承継の促進を支援するため、経営承継を予定している会社が、経営者保証を提供している金融機関からの借入について、経営者保証を不要とする融資により借換を行うことができる保証です。

対象となる方

認定^{*1}申請日から3年以内に事業承継(=代表者交代等)を予定する認定取得者であって、次の①から④の全ての要件を満たす方

なお、これから経営の承継を行おうとする方を対象とするものであり、既に経営承継を行っている方については対象となりません。

- ①資産超過であること
- ②EBITDA有利子負債倍率^{*2}が10倍以内であること
- ③法人と経営者の分離がなされていること
- ④返済緩和中でないこと

※1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定

※2 EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債・現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)

資金用途

認定を受けた方の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金(当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの)

保証限度額

2億8,000万円

(注)一般の普通保険および無担保保険とは別枠です。

保証期間

10年以内(うち据置期間1年以内)

貸付形式

証書貸付または手形貸付

返済方法

元金均等分割返済または一括返済(一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります。)

貸付利率

金融機関所定利率

担保

必要に応じて提供していただきます。

連帯保証人

不要

保証料率

経営状況に応じて決定(下表参照)

①中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認^{*}を受けた場合

※経営状況・ガバナンス体制については、中小企業活性化協議会が確認し、事業承継計画については、事業承継・引継ぎ支援センターが確認します。

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%

(注)保証料率割引制度は適用できません。

②中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認がない場合

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

(注1)自治体融資制度を利用する場合は、保証料率が軽減される場合があります。

(注2)会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。

保証割合

責任共有制度対象

その他注意事項

プロパー融資^{*}の借換が可能です。

※プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資をいいます。

お問い合わせ窓口

経営支援部 支援推進課(TEL 078-393-4024)

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部 支援推進課までお問い合わせください。